

一、議決事項  
 本會は、前記の如き理由を以て、前記の如き事項を議決し、其の執行に當り、必要の手續を履行すべしと決す。

(1) 外資調査委員の選出  
 本會は、前記の如き理由を以て、外資調査委員として、谷、岩崎、河田、加藤、田代（反幹部派）等を選出せしむることを議決す。

(2) 出席委員ノミニ依ル表決  
 本會は、前記の如き理由を以て、出席委員ノミニ依ル表決を決定せしむることを議決す。

(3) 委任状審査委員ノ選出等々ヲ主張シ  
 本會は、前記の如き理由を以て、委任状審査委員ノ選出等々ヲ主張することを議決す。

財團法人協同會大阪支所

テハ檢察當局ニ於テモ相當留意セラレテ居ル模様モアリ本日  
 中ニ到底整理ヲ完了スル事ハ不可能デアルト答弁ニ對シ移  
 谷、岩崎、河田、加藤、田代（反幹部派）等交々立テテ

一、總會ノ延期  
 一、出席委員ノミニ依ル表決  
 一、委任状審査委員ノ選出等々ヲ主張シ

理事者側ハ委任状ハ理事者ニ提出セラル、モノニシテ其有效、  
 無効ノ決定權ハ理事者ニアリ若シ反幹部派側ガ本日開會直前  
 ニ提出シタル委任状ヲ有效ナリト主張スルニ於テハ理事者ハ  
 審査済ノ三千七百七十七票ノミヲ認メ其他ハ之ヲ認メル事ガ  
 出来ナイ從テ動議モ單ナル審査立會人デアツテ審査權限ヲ附  
 與スルコトハ不可能デアルト答へ結局議長一任ニ決定シ議長  
 ハ后刻ニ至リ左記五名ヲ委任状審査立會人ニ指名シ一月廿六  
 日ヨリ審査ニ着手スベキコトヲ命ジタリ